

平成 25 年 10 月

～この通知は、容器包装リサイクル法に関するお手続きが不要となる事業者様へお送りしています～

貴社からは以前、①「小規模事業者」に該当する、もしくは②「利用・製造した容器包装が、最終的に家庭で消費されることがない」とのご連絡をいただいていたため、状況に変更がなければ、容器包装の再商品化委託申込に関するお手続きが不要となります。

今後、①②に該当しなくなり、再商品化の申込みが必要となった場合には、必ず当協会までご連絡をお願いします。(引き続き①②に該当する間は、特にご連絡等の必要はありません)

◆「小規模事業者」の判断基準

業種	売上高	従業員数
製造業等	2 億 4,000 万円以下	20 名以下
商業、サービス業	7,000 万円以下	5 名以下

注)売上高と従業員数の両方が満たされる場合のみ該当します。

どちらかが超える場合は、再商品化の義務が課せられます。

【お問い合わせ先】

- ・「小規模事業者」もしくは「利用・製造した容器包装が、最終的に家庭で消費されることがない事業者」に該当しなくなり、再商品化の申込みが必要となった時は、
→ 当協会オペレーションセンター(TEL:03-5610-6261)
- ・容器包装リサイクル法の内容、再商品化義務の有無について知りたい時は、
→ 当協会コールセンター(TEL:03-5251-4870)

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号
郵政福祉琴平ビル2F